

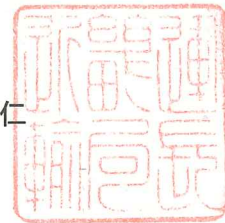
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の最高乗務距離の指定地域及び最高限度について

旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項の規定による地域及び同条第2項の規定による乗務距離の最高限度を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年12月25日

近畿運輸局長 大久保 仁



記

1. 指定地域

- (1) 大阪市域交通圏
- (2) 北摂交通圏
- (3) 河北交通圏
- (4) 河南交通圏
- (5) 京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）
- (6) 神戸市域交通圏

2. 乗務距離の最高限度

1 乗務（出庫から帰庫までの連続した乗務をいう。）当たりの乗務距離の最高限度は、次のとおりとする。

- (1) 隔日勤務運転者 350 km
- (2) 日勤勤務運転者 275 km

附 則

1. 本公示は、平成26年1月1日から適用する。
2. 2. (1) については、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年12月3

日国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間告示」という。)に基づく隔日勤務及び1人1車制個人タクシーの運転者のうち隔日勤務形態の運行を行うものについて適用する。2.(2)については、2.(1)以外の者について適用する。

3. 高速自動車国道及び自動車専用道路(自動車専用道路と同様の交通規制がされている道路を含む。)(以下「高速自動車国道等」という。)を利用した場合には、1乗務における高速自動車国道等の利用距離を4分の1の距離に換算した距離とする。この場合において、当該距離に1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

なお、その場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第25条に定める乗務記録に、高速自動車国道等の名称、利用をした区間、利用をした距離、利用した時刻、利用料金を記録するものとする。

4. 「一般乗用旅客自動車運送事業の最高乗務距離の指定地域及び最高限度について(平成21年12月16日付け近運自二公示第60号)」は廃止する。